障害者歯科学会臨床経験施設を更新する
※更新書類提出は、
登録期限が満了する年の11月1日から11月30日とします。
（認定医制度規則第15条第2項および第19条第2項より施設におきましても同様の解釈と致します。）

障害者歯科学会臨床経験施設更新申請書を持っている

NO → ホームページよりダウンロードするか、120円切手貼付のA4サイズ返信用封筒を事務局までご送付下さい。申請書類を返送いたします。電子媒体での返送を希望の場合、CD-Rを宛名・住所を明記した返信用封筒とともにお送り下さい。

↓ YES

申請時の要件を概ね保持している

NO → 書類選考の際、合否判定の重要な判断基準とさせていただいております。

↓ YES

有効期間内に日本障害者歯科学会認定医、または日本障害者歯科学会認定医になろうとする先生に指導を行った。

NO → 規則第１２条第３項により必要です。

↓ YES

更新申請が可能です。障害者歯科臨床経験施設更新申請書に必要事項をご記入の上、事務局まで有効期限内にご送付下さい。

↓ その後

提出書類を認定委員会にて審査

↓ 合格

理事会における承認

↓ 承認

更新完了通知の発送

臨床経験施設更新申請書の送付先

一般社団法人日本障害者歯科学会　事務局
〒170-0003　東京都豊島区駒込1-43-9
　駒込TSビル　（一財）口腔保健協会　内
電話03-3947-8891　FAX　03-3947-8341